

様式第十八の八（第11条の4第6項関係）

変更後の認定事業適応計画の内容の公表

1. 変更認定をした日付

2023年12月20日

2. 変更後の認定事業適応事業者の名称

イオン北海道株式会社

3. 変更後の認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

イオン北海道株式会社は「イオン脱炭素ビジョン」に基づく脱炭素への取り組みとして、2040年までに国内で排出するCO₂等を総量でゼロにすることをめざす。また、これまでも行ってきた空調運転の合理化、高効率および省エネ機器の導入、店舗屋上などの太陽光システム設置、LED照明の導入等の削減策に加え、新たにオフサイトでの再エネ発電からの調達、各地域での再エネ直接契約の推進等により、2025年度までに2010年度対比で35%の削減を目指す。更にイオン北海道株式会社の環境指針に基づき「環境」「社会」の両側面でグローバルに考え、それぞれの地域に根ざした活動を、多くのステークホルダーの皆様とともに取り組む。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度より事業適応を開始し、2025年度までにイオン北海道株式会社全体の炭素生産性を35.9%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2025年度（計画終了年度）において、経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

56 各種商品小売業

今回の計画の対象となる事業は、ショッピングセンター等における設備の更新等に関するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

イオン北海道株式会社が運営するショッピングセンター・本社で使用している設備（照明・空調・冷蔵、冷凍ケース）を省エネタイプのものへと順次更新しエネルギー消費量を削減し、それに伴いCO₂排出量を削減することにより、各店舗の炭素生産性を向上させていく。また、太陽光発電による電力をPPA方式で調達するほか、再エネ電力の購入を通じて会社全体の炭素生産性も向上させていく。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2023年6月

終了時期：2026年2月